

【資料3】他自治体条例の構成

項目	鎌倉市共生社会の実現を目指す条例	(兵庫県)ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例	(江戸川区)ともに生きるまちを目指す条例	山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例
制定の背景・趣旨等	○前文	○前文	○前文	○前文
目的	○目的(第1条)		○目的(第1条)	○目的(第1条)
基本理念等	○基本理念(第3条)	○ユニバーサル社会の実現(第1条・第2条)		○基本理念(第2条) ○差別的取扱い等の禁止(第3条)
用語の定義	○定義(第2条)		○定義(第2条)	
自治体の責務	○市の責務(第4条)	○県(第5条) ○市町(第6条)	○区の責務(第3条)	○県の責務(第4条) ○市町村に対する協力(第8条)
住民・事業者の役割	○市民及び事業者の役割(第5条)	○県民(第3条) ○事業者及び団体(第4条)	○区民及び事業者の役割(第4条)	○県民の責務(第5条) ○事業者の責務(第6条) ○教育に携わる者の責務(第7条)
施策推進のための計画等	○計画等への反映等(第8条)	○ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針(第12条)	○政策等への反映(第7条)	○基本方針(第10条)
施策推進のための協議会等		○推進体制の整備(第13条)		○推進体制の整備(第11条)
財政措置	○計画等への反映等(第8条)	○行財政上の措置等(第15条)		
施策に関すること	○基本的施策(第6条)	○人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり(第7条) ○能力を發揮して多様な社会参加ができる社会づくり(第8条) ○円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり(第9条) ○安全で安心して暮らせる社会づくり(第10条) ○利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり(第11条)	○基本的施策(第5条)	○基本的施策(第9条)
その他	○災害等への対応(第7条)	○表彰(第14条) ○補則(第16条)	○災害等への対応(第6条) ○変化への対応(第8条)	
施行期日等	○付則	○附則	○附則	○附則